

外国人労働者雇用実態調査業務 企画提案審査要領

平成 31 年 4 月 12 日

(公財) 岩手県国際交流協会

この「企画提案審査要領」は、公益財団法人岩手県国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する「外国人労働者雇用実態調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペにおける企画提案の審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「外国人労働者雇用実態調査業務提案選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された資料 3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）及びコンペ参加者によるプレゼンテーションについて、別紙 1「審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 選考委員会の開催日時及び場所

選考委員会を開催する日時及び場所については、別途コンペ参加者に通知する。

- (1) 開催日時（予定） 平成 31 年 5 月 14 日（火）

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 委員は、企画提案書等およびプレゼンテーションに基づき、審査基準の項目ごとに評価を行い、審査票に評点及び順位を記入するものとする。
- (2) 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）をつけ、それをコンペ参加者ごとに合計した総得点により総合順位をつけるものとする。ただし、評点が総得点の 1/2 に満たない場合は、順位点を付与しないこととする。
なお、総得点が同点の場合には、委員ごとに、高い順位の評価を多く得た者を上位者とするものとし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 選考委員会は、審査・選考結果を集計表等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。また、コンペ参加者が 1 者のみであった場合においても、選考委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その結果を協会に報告するものとする。

【別紙 1】

審査項目、審査観点及び配点

【岩手県労働実態調査業務】

審査項目		審査の観点	配点	
1	全般	・業務の趣旨を理解するとともに、現状と課題を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であるか。	5	
2	企画提案内容	(1) 調査対象事業所数	・ 十分な県内の事業所数のデータがあるか。 ・ 調査対象事業所数が充分であるか。	5
		(2) 事業所数の配分	・ 業種区分、従業員規模、地域区分ごとの事業所数の配分が適切か。	5
		(3) 調査項目	・ 県内企業の外国人労働の雇用実態及び日本語学習環境等を含む生活状況及び課題等が把握できる調査内容であるか。	10
		(4) 調査方法及びデータ集計方法	・ 調査方法が適切であるか。 ・ 回答率を高くする工夫があるか。 ・ 集計方法が適切であるか。	5
		(5) 特筆すべき点	・ 特筆すべき提案がなされているか。	5
3	業務遂行能力	・ 提案内容を確実に履行可能な組織体制が構築されているか。 ・ 業務を行うことができる人員構成、配置であるか。 ・ 本業務に類する業務の実績は良好であるか。	10	
4	経費積算内訳書	・ 単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性はあるか。	5	
合 計			50	

【採点基準】

評 価	配点が 5 点の項目	配点が 10 点の項目
非常に優れている	5	10
優れている	4	8
問題はない (中位点)	3	6
やや問題がある (一部修正が必要)	2	4
問題がある (大幅な修正が必要)	1	2
採用できない	0	0